第2編 給水装置工事施行基準

1 目的及び趣旨

施行基準は、法、事業条例、施行規程、業者規程に基づき施行する給水装置工事について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、給水装置の設置及び管理を適正かつ合理的ならしめることを目的とする。

また、関係法令等の規定に基づき、貯水槽水道に係る工事についても必要な事項を定め、 適正な運用を確保することを目的とする。

(解説)

1) 水道事業の使命と給水装置の関係

水道事業の最大の使命は、現在及び将来にわたり、市民の日常生活や社会経済活動の基盤として欠かすことのできない、清浄な水を安定して供給することである。

給水装置は、水道事業者が布設する配水管から分岐した給水管及びこれに直結する給水 用具により、水道水を直接市民に供給するものである(詳細は、2-1-4 "給水装置の定義" を参照)。したがって、何時でも、清浄な水を安定して供給されるように、その構造及び 材質が適正であることに加え、使用者等により適正に維持管理されていなければならない。

2) 平成8年の法改正による指定業者及び技術者制度の創設

平成8年6月、法が改正され、給水装置の構造及び材質の規定に適合することを確保するために、全国一律の要件で給水装置工事を適正に施行することができる者を指定する制度である指定業者制度が始まった(詳細は、2-1-8 "指定給水装置工事事業者制度"を参照)。この指定業者が行う給水装置工事の技術の要となるのが、全国統一の技術力確保を目的に国家資格として創設された主任技術者である。主任技術者は、給水装置工事事業の事業所ごとに選任され、個別の工事ごとに指定業者から指名されて、調査、計画、施工及び検査という一連の給水装置工事業務の技術上の管理を行うとともに、給水装置工事に従事する職員の指導監督等のその果たすべき役割は重要となっている(詳細は、2-1-9 "給水装置工事主任技術者の職務"を参照)。

3) 平成13年の法改正による貯水槽水道の定義と水道事業者の関与

平成13年7月、法が改正され、受水槽以下の設備によって給水する建物は、貯水槽水道として定義され、水道事業者が規定する供給規程の中で、その設置者及び水道事業者の責任が明確化されることとなった。貯水槽水道において、水道事業者は貯水槽水道の管理に関し必要があると認められるときは、設置者に対して指導、助言、勧告を行うことができる。また、受水槽の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行う(施行規則第17条の5)。一方、有効容量が10m³を越える受水槽の設置者は、法第34条の2の規定に基づき貯水槽水道を管理し、その管理状況について検査を受けなければならない。同様に有効容量が10m³以下の受水槽の設置者についても適切に貯水槽水道を管理し、管理の状況について検査を受けるよう努めなければならない。

したがって、貯水槽水道に関しても、法に規定する給水装置ではないものの、その構造 及び材質や、その管理に不備がある場合、受水槽以下設備の使用者の不安を引き起こし、 水質上の問題を生じるおそれがあることから、その工事を施行基準の対象に含めている。

4) 平成30年の法改正

平成30年12月、法が改正され、今後の人口減少に伴う水の需要の減少や水道施設の老朽化等に対応するため、水道の基盤強化を図ることが明記された。加えて、給水装置工事を行う指定業者の資質の保持や実体との乖離の防止を目的として、指定業者の更新制が導入された(詳細は、2-1-11"指定給水装置工事事業者の更新制"を参照)。

5) 施行基準の目的

水道事業の運営と密接に関連する給水装置工事は、法に基づき管理者が施工能力を認めた指定業者において行われる。指定業者は、関係法令等で定めた取扱いを熟知し、施行基準に基づき、円滑な事務処理のもとに的確な工事を行うことはもちろん、商習慣その他社会条理に沿った健全な営業を行い、指定業者に対する住民の信頼を裏切ることのないよう、心掛けることが必要である。

給水装置の使用者等、給水装置工事の申込者、指定業者、主任技術者、管理者等の関係者全員が、これからも安全な水道水を継続して使用することができるように相互が協力し、給水装置の設置及び管理を適正に行うことで、将来に向けて関係者相互の信頼と満足度が益々高まることを目指すものである。

なお、施行基準の目的である給水装置の設置及び管理を適正かつ合理的ならしめるとは、以下のとおりとし、施行基準を含む給水装置の設置及び管理に関する法体系図を図-2.1.1.1に示す。

- (1) 供給規程をはじめとする関係法令等に適合した給水装置工事を施行すること。
- (2) 工事申込みに関する手続における要件及び効果並びに関係法令等を明確にすること。

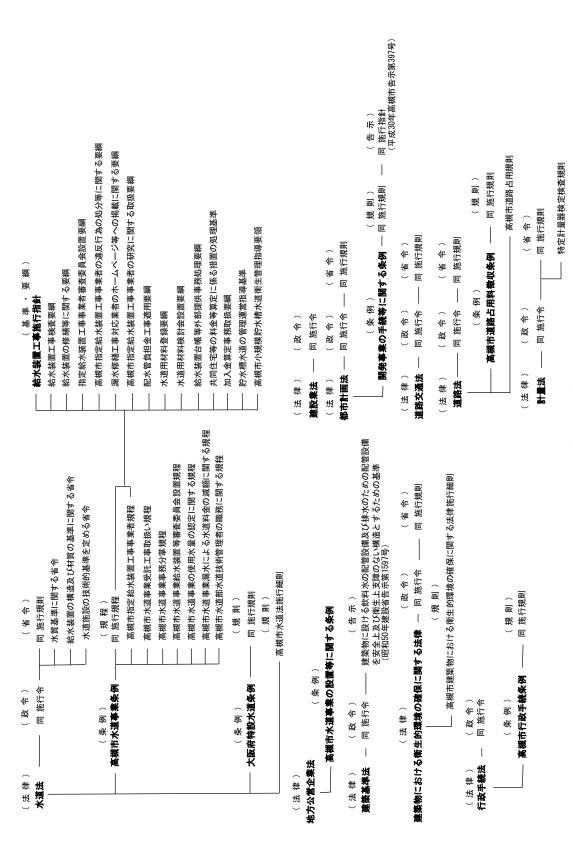


図-2.1.1.1 給水装置の設置及び管理に関する法体系図

2 適用

施行基準は、市の水道から給水する給水装置工事に適用する。ただし、受水槽以下設備に対しては、法に定める給水装置には該当しないが、施行基準を準用し指導するものとする。

なお、管理者が発注する工事の中で施工する給水装置工事に関しては、一部施行基準の 対象外とする。

(解説)

1) 施行基準の適用範囲

施行基準の適用範囲は、市の給水区域内及び給水区域内へ給水するために行われる給水装置工事とする。

法第3条の定義に基づく給水装置工事とは、現実に給水がなされる、又はなされていた場所における給水装置の新設、改造、修繕及び撤去の工事をいうものであり、工事とは、工事に先立って行う調査から、計画の立案、工事の施行、竣工検査までの一連の工事過程の全部又は一部をいう。

また、施行基準の適用に疑義が生じた場合については、申出に応じ関係者相互で協議する。

2) 受水槽以下設備

受水槽以下設備については、法令上の給水装置に含まれず、あくまで水道事業者の供給規程に定める貯水槽水道への関与の対象という位置付けである。また、水道水を混合使用する専用水道については、法令及び供給規程上の貯水槽水道の対象外となる。だが、その構造及び材質や、その管理に不備がある場合、受水槽以下設備の使用者の不安を引き起こし、水質上の問題を生じるおそれがあることから、指導基準として、適用範囲に含むものとする。

3) 管理者が発注する工事

管理者が発注する工事の中で施工する給水装置に変更を加える工事は、事業条例第 11 条の規定により、当該給水装置の所有者の同意がなくても、水道事業者の費用負担において、当該工事を実施できるものである。なお、管理者が発注する工事については、「高槻市水道部発注工事共通仕様書」に基づき施行されるものとする。

3 用語の定義、説明

施行基準に示す用語は、関係法令等に定める用語の定義と同一とする。

(解説)

1) 用語の定義

市が独自に定める用語は、以下のとおりとする。

(1) 支管

市では、施行規程第41条第1項第1号及び第2項に規定する管で、申込者が設置する管、弁栓類及び付属用具を支管という。支管は、配水支管と給水支管の二種類に分類される。

① 配水支管(施行規程第41条第1項第1号)

道路等に埋設し、竣工後に管理者に寄付する支管を配水支管という (図-2.1.3.1 参照)。

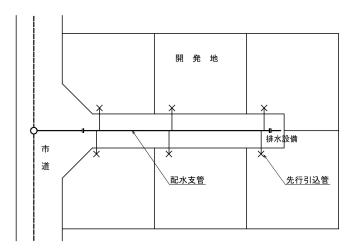


図-2.1.3.1 配水支管の布設例

② 給水支管(施行規程第41条第2項)

敷地内に設ける(分岐部分等は道路に埋設される)支管で、集合住宅の各戸メーターの被分岐管となるものをいい、個別に維持管理等に関する覚書を締結する支管を給水支管という(図-2.1.3.2 参照)。

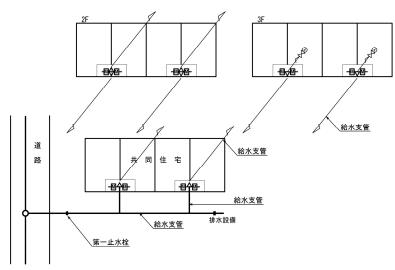


図-2.1.3.2 給水支管の布設例

(2) 先行整備

管理者が発注する工事や、指定業者が施行する工事申込みによる配水支管の工事に伴って、既設給水管口径 13mm の給水装置において分岐からメーター上流側までの給水管及び止水栓を口径 20mm に改修することをいう(詳細は、2-2-10 "メーターまわりの配管"を参照)。

(3) 私設消火栓

消防用に使用する水栓として、水道事業者の施設した配水管に設ける公設消火栓以外に、私設で給水装置に設けられたものをいう。

2) 用語の説明

(1) 使用者等

給水装置の使用者、所有者、代理人又は管理人のことをいう(事業条例第17条)。

(2) 耐震管

レベル 2 地震動において、管路の破損や継手の離脱等の被害が軽微な管であり、液状化等による地盤変状に対しても、同等の耐震性能を有する管をいう。

(3) 耐震適合管

レベル 2 地震動において、地盤によって管路の破損や継手の離脱等の被害が軽微な管をいう。

(4) レベル1地震動

当該施設において発生が想定される震度 5 弱から震度 6 強程度の地震動のうち、当該施設の供用期間中に発生する可能性の高いものをレベル1 地震動という。このような地震動に対して、健全な機能を損なわない耐震性能が認められるものであり、本市では、南海トラフ地震が想定されている。

(5) レベル2地震動

当該施設において発生が想定される震度 6 強から震度 7 の地震動のうち、最大規模の強さを有するものをレベル 2 地震動という。この地震動に対して、生じる損傷が軽微であって、機能に重大な影響を及ぼさない耐震性能が認められるものであり、有馬高槻断層帯による地震が想定されている。

4 給水装置の定義

給水装置とは、使用者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して 設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

給水装置は、給水管及びこれに直結する分水栓、止水栓、給水栓、給水器具、逆止弁、 流量調整器、逆止付玉型弁及びメーター等をもって構成する。ただし、管理者がその必要 がないと認めた場合は、その一部を設けないことができる。また、給水装置には、メータ ーボックスその他の付属用具を備えなければならない。

【主な関係法令等】法第3条第9項、施行規程第10条 (解説)

給水装置は、水道事業者の施設である配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具によって構成される。また、使用者等が、他の所有者の給水装置(メーターの上流側)から分岐承諾を得て設けた給水管及び給水用具は、独立した給水装置となる。

直結する給水用具とは、給水管に容易に取外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具であり、ホース等容易に取外し可能な状態で接続される用具は含まれない。また、3階以上の建物等で、水道水を一旦受水槽に受けて給水する場合には、配水管の分岐から受水槽注入口の給水用具(ボールタップ等)までが給水装置であり、受水槽以下設備はこれに当たらない。

なお、使用者等、指定業者及び管理者における様々な区分は、図-2.1.4.1 のとおりである。

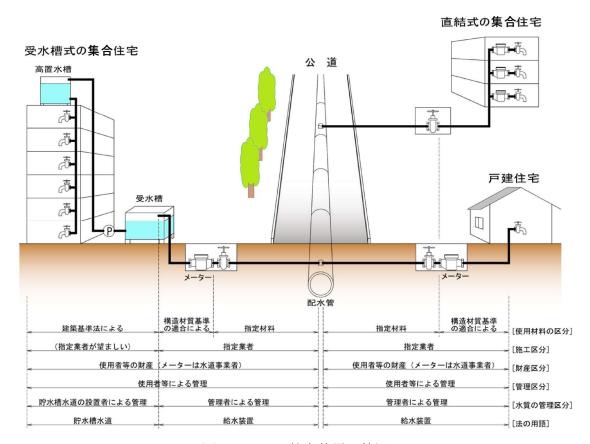


図-2.1.4.1 給水装置の範囲

(公益社団法人日本水道協会「営業業務マニュアル」を参考とした。)

また、工事申込みによらず給水装置に係る所有者や管理者等が変更となる場合や私設消 火栓を使用する場合に必要となる手続は、表-2.1.4.1のとおりである。

表-2.1.4.1 所有者や管理者の変更に伴う手続等

届出等事項	届出等 義務者	該当事業条例	必要様式名	備考
所有者の氏名や 住所の変更	新旧 所有者	第17条 第2項 第1号	【様式第 37 号】 給水装置所有者変更届出書	変更の事実を証する書 類※を添付する場合、新 所有者からの届出のみ も可とする。
管理者又は代理 人の変更	管理者又は 新代理人 所有者	第 14 条 第 15 条	【様式第14号】 直結式給水装置(給水支管含む) 維持管理届出書 【様式第19号】 受水槽以下設備届出事項 変更届出書	対象となる給水装置に 応じて様式を使い分け る必要がある。
私設消火栓を 消防演習に 使用するとき	使用者	第 17 条の 2	【様式第 39 号】 私設消火栓使用届出書	使用予定に応じて協議 が必要となるため、速や かに協議を行うこと

[※] 添付書類として、次の書類が必要となる。

- ① 所有者を証明する書類(登記簿謄本等の写し)
- ② 誓約書(売買又は相続等により旧所有者から届出者に給水装置の所有権が移転した旨及び本件により紛争等が発生した場合は届出者本人が措置し、水道事業者は一切の責任を負わない旨が記載された文章)

5 給水装置の構造及び材質

給水装置の構造及び材質は、施行令第6条に定める基準に適合しなければならない。

これは、基準省令が水道事業者による給水契約の拒否や給水停止の権限を発動するか否かの判断に用いられるものであることから、給水装置が有すべき必要最低限の基準を明確化、性能基準化するという考え方で定められているものであり、個々の給水管及び給水用具が満たすべき性能基準と、給水装置システム全体として満たすべきシステム基準が定められている。

【主な関係法令等】法第 16 条、事業条例第 37 条 (解説)

1) 給水装置の構造及び材質

水道事業者には、法第 15 条に基づき、給水区域内の使用者等からの給水契約申込みに対応する応諾義務と、常時給水義務が課せられている(詳細は、1-5 "給水義務"を参照)。

一方、給水装置の構造及び材質が不適切であれば、水道水が汚染されて配管に逆流し、 配水管を通じて公衆衛生上の問題を発生させるおそれがあり、工事が不適切であれば水道 事業者の管理に属する配水管に損害を与えるおそれがある。

そのため、水道事業者には、給水装置が施行令第6条に定める構造及び材質の基準に適合していないとき、給水義務に係わらず、その給水装置による水道の給水申込みを行う使用者についての給水拒否や、既に給水を行っている使用者についての給水停止を行う権限がある。施行令第6条に基づき定められた基準省令は、この水道事業者による給水契約の拒否や給水停止の権限を発動するか否かの判断に用いるものであることから、給水装置が有すべき必要最低限の基準を明確化、性能基準化するという考え方で定められている。

これらにより給水装置については、その構造及び材質の基準が定められているものである(表-2.1.5.1 参照)。

法 令 水 道 水道法 法律 ・給水装置の定義(第3条) ・給水装置の構造及び材質に関する規定(第16条) 水道法施行令 政令 ・給水装置の構造及び材質の基準(第6条) (配水管への取付口の位置等の7項目) 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成9年厚生省令第14号) 玉 ・給水装置の構造及び材質の基準の技術的細目 省令│(耐圧、浸出等、水撃限界、防食、逆流防止、耐寒及び耐久の7項目の基準) 水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号) 水道施設の技術的基準を定める省令(平成12年厚生省令第15号) 給水装置の構造及び材質の基準に係る試験(平成9年厚生省告示第111号) 告示 ・耐圧、浸出、水撃限界、逆流防止、負圧破壊、耐寒及び耐久に関する試験の方法 地方公共団体では「給水条例」、「水道条例」等として制定(市では高槻市水道事業条例) ・水道法第14条に基づき制定 供給 小 共 ・給水装置工事に関わる事項等に関する規定 規程 寸

表-2.1.5.1 給水装置の構造及び材質に係る法体系

(公益社団法人給水工事技術振興財団「給水装置工事技術指針 2020」を参考とした。)

2) 性能基準

個々の給水管及び給水用具が満たすべき必要最低限の性能である耐圧、浸出等、水撃 限界、防食、逆流防止、耐寒及び耐久について定められている(表-2.1.5.2 参照)。

なお、これらの性能基準は、項目ごとに、その性能確保が不可欠な給水管及び給水用具に限定して適用されている(表-2.1.5.3 参照)。そのため、主任技術者は、使用予定である個々の給水管及び給水用具の使用目的や設置箇所に応じて満たすべき性能基準の項目を判断し、基準適合の状況を確認しなければならないため、認証制度を活用した判断が重要となる。

3) システム基準

給水装置を構成する個々の給水管及び給水用具が性能基準を満足しているだけでは給水装置の構造及び材質の適正を確保するためには不十分であることから、給水装置システム全体として満たすべき技術的な基準を定めたものである(表-2.1.5.3参照)。

給水管及び 給水装置の 基準項目 基準の概要 給水用具の システム基準 性能基準 耐圧に関する基準 水圧等により給水装置に水漏 耐圧性能 適切な接合 れ、変形、破損等が生じること 主配管の配管経路 (施行令第6条第1項第4号) を防止するための基準 漏水等の修繕への配慮 (基準省令第1条) 金属等が溶出し、飲用に供され 浸出性能 浸出等に関する基準 水の停滞の防止 る水が汚染されることを防止す (施行令第6条第1項第4号) 有害物質取扱施設 (基準省令第2条) るための基準 近接設置の防止 油類の浸透防止 水撃限界に関する基準 水撃作用により、給水装置に破 水擊限界性能 水撃防止器の設置 損等が生じることを防止するた (施行令第6条第1項第5号) (基準省令第3条) めの基準 防食に関する基準 侵食を防止するための基準 酸、アルカリ防食 (施行令第6条第1項第5号) 電気防食 (基準省令第4条) 逆流防止に関する基準 汚染水の逆流により、水道水の 逆流防止性能 逆流防止、負圧破壊性 (施行令第6条第1項第7号) 汚染や公衆衛生上の問題が生じ 負圧破壊性能 能を有する器具の設置 (基準省令第5条) ることを防止するための基準 吐水口空間の確保 事業活動で水が汚染さ れるおそれのある場所 での逆流防止措置 耐寒に関する基準 給水用具内の水の凍結による破 耐寒性能 凍結防止の措置 損等が生じることを防止するた (施行令第6条第1項第5号) (基準省令第6条) めの基準 耐久に関する基準 頻繁な作動を繰り返すうちに弁 耐久性能 (施行令第6条第1項第4,5,7号) 類が故障し、給水装置の耐圧、 (基準省令第7条) 逆流防止等に支障が生じること を防止するための基準

表-2.1.5.2 給水装置の構造及び材質の基準(概要)

(公益社団法人日本水道協会「指定給水装置工事事業者研修テキスト 2019」を参考とした。)

表-2.1.5.3 給水管及び給水用具の性能基準の適用例

性能基準	耐 圧	浸出	水 撃 限 界	逆流防止	負圧破壊	耐寒	耐 久
給水管	0	0	_	_	_	_	-
給水栓 ボールタップ	0	0	0	0	0	0	_
バルブ	0	0	0	_	_	0	0
継手	0	0	_	_	_	_	_
浄水器	0	0	_	0	_	_	_
湯沸器	0	0	0	0	0	0	_
逆止弁	0	0	_	0	0	_	0
ユニット化装置(流し台、洗面台、浴槽、便器等)	0	0	0	0	0	0	_
自動食器洗い機、冷水機 (ウォータークーラー) 、 洗浄便座等	0	0	0	0	0	0	_

凡例 ◎…常に適用される性能基準

(出典:公益社団法人給水工事技術振興財団「給水装置工事技術指針 2020」)

^{○…}給水用具の種類、用途(飲用に用いる場合、浸出の性能基準が適用となる)、設置場所により適用される性能基準

一…適用外

6 水道用材料の指定

給水装置の構造及び材質は、施行令第6条の基準に適合したものでなければならない。 ただし、管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の 復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため、配水管又は他の給水管への取付口からメー ターまでの間の給水装置の構造及び材質を指定するものとする。

【主な関係法令等】事業条例第6条 (解説)

1) 給水装置の構造及び材質の指定

災害等による水道施設及び給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため、管理者は水道施設及び配水管又は他の給水管への取付口からメーターまでの構造及び材質を指定している。

集合住宅のように給水支管を布設する場合、覚書に基づき、維持管理区分をメーターではなく第一止水栓とするため、第一止水栓から下流側の材料を指定していない。しかし、管理者は第一止水栓から下流側の設備を用いて、洗管作業、検針やメーター取替え等を行わなければならない。そのため、付属用具を含めた排水設備やメーターまわりの工法等の指定を行うものである(事業条例第6条第2項)。

2) 水道用材料の選定

主任技術者は、給水装置工事で使用する水道用材料が、給水装置の構造及び材質の基準に適合しているか確認しなければならない。なお、管理者が指定する範囲における水道用材料は、水道部のホームページに掲載している「水道用材料登録リスト」から選定するものとする。

7 給水装置工事の種類

給水装置工事とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。

市では、給水装置工事を新設、増設、改造、撤去又は修繕に分類している。修繕を除く 給水装置の新設等の工事をしようとする者は、管理者に申し込み、その承認を受けなけれ ばならない。

【主な関係法令等】法第3条第1項第11号、事業条例第4条第1項 (解説)

1) 給水装置の工事

給水装置工事をしようとする者は、管理者に申込みをしなければならない(表-2.1.13.1 を参照)。

ただし、施行規則第13条に規定された給水装置の軽微な変更は、工事申込みの対象ではない(事業条例第4条第1項)。また、給水装置の修繕の工事は工事申込みではなく、届出をしなければならない(詳細は、2-5-9 "修繕工事の手続"を参照)。

なお、工事申込みに係る費用は、給水装置工事をしようとする者の負担となる (2-2-20 "給水装置工事に係る費用"を参照)。

2) 受水槽以下設備の工事申込み

工事の範囲が受水槽以下設備のみの場合、その構造及び材質やその管理に不備があるとき、受水槽以下設備の使用者の不安を引き起こし、水質上の問題を生じるおそれがある。 そのため、法に規定する給水装置ではないものの、工事をしようとする者は工事申込みの提出に努めなければならない。

表-2.1.13.1 工事申込みが必要な工事の種別

	<u>,, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,</u>	1, 15, 1 工事中			
事業条例	管理者が設定	工事内容			
による種別	する申込区分	工 尹 四 谷			
	新設一新設	・新たに給水装置を設置する工事			
	立己三九 /亡三九	・臨時的に供する給水装置(原則として1年以内に撤去する)を新たに			
	新設-仮設	設置する工事			
†r ⇒n,	☆ ビ⇒π. コトュ	・開発事業等に伴い、既設給水装置のない敷地に、配水管からの分岐、			
新設	新設-引込	給水管及び止水栓までを新たに設置する工事			
	±r:=n.	・建物1棟に複数の給水装置を新たに設置する工事。なお、受水槽式			
	新設-集合	には適用しない。			
	支管	・支管を新たに設置する工事			
		・給水管の管種変更、給水栓の増設等の既設給水装置の原形を変える			
.)/	増設-増設	 工事で、メーターロ径、給水管の口径及び分岐位置のいずれの変更			
増設		も伴わない工事			
	増設一設備	・受水槽以下設備のみの工事			
	改造-新設	・既設給水装置の分割により新たに給水装置を設置する工事(新設水			
		栓番号の取得)			
		・直結切替において、加入金を追徴し新たに給水装置を設置する工事			
		(新設水栓番号の取得)			
	改造一改造	・給水管の増径、管種変更、給水栓の増設等の既設給水装置の原形を			
		変える工事で、メーター口径、給水管の口径又は分岐位置の変更を			
改造		伴う工事			
		・直結切替において既設水栓番号があり、加入金を追徴し給水装置を			
		設置する工事(市のメーター1 個での給水物件)			
	改造—切替	・直結切替において既設水栓番号を引継ぎ、加入金を追徴せず給水装			
		置を設置する工事			
	改造一集合	・直結切替において、加入金を追徴せず新たに給水装置を設置する工			
		事(1 件の場合も適用)			
	撤去一不要	・既設給水装置を廃止する工事(既設給水装置は放棄となる)			
撤去	撤去一撤去	・仮設給水装置を撤去する工事			
		・給水装置の統合に伴い既設給水装置を撤去する工事			
	支管	・支管を撤去する工事			
	L				

8 指定給水装置工事事業者制度

指定業者とは当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が施行令 第6条に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事 を適正に施行することができると認められる者であり、それらを水道事業者ごとに指定す ることを指定業者制度という。

【主な関係法令等】法第 16 条の 2 第 1 項 (解説)

1) 指定業者制度

指定業者制度は、平成8年6月の法改正によって法制化され、平成10年4月1日に施行されたものである。平成8年以前に行われてきた水道事業者による給水装置の水道指定工事店制度(市では「給水工事公認業者制度」と呼称)においては、その市町村内に事業所があることや指定申請の受付期間が限られていること等の水道事業者ごとに指定要件が異なることによる参入制限的な指定要件の設定や運用が散見された。そのような状況に対して水道指定工事店制度を見直し、統一化、明確化された全国一律の指定要件のもとで給水装置工事事業者を指定するとともに、主任技術者の国家資格を創設した(図-2.1.8.1参照)。これにより、給水装置工事を適正に施行できる全国統一的な技術水準の確保を図ることとしたものである。

また、指定業者は、事業所ごとに主任技術者を置き、その選任及び解任について一定の手続により管理者に届け出なければならない。加えて、指定事項の変更があったときや、事業を廃止、休止、再開したときも、一定の手続により水道事業者に届け出なければならない(法第 25 条の 7)。指定に関する手続については、2-5-1 "指定給水装置工事事業者の申請及び届出"を参照とする。

市では、給水装置の工事は指定業者の施行でなければならないと規定している(事業条例第5条第1項及び第19条第1項)。その施工範囲については、施行規定第3条に基づき、図-2.1.4.1のとおりとする。

2) 指定要件(法第25条の3)

- (1) 事業所ごとに主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- (2) 国土交通省令で定める機械器具を有する者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として施行 規則第20条の2で定めるもの。
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ③ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく なった日から2年を経過しない者
 - ④ 法第 25 条の 11 第 1 項の規定により指定業者の指定を取り消され、その取消しの 日から 2 年を経過しない者
 - ⑤ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当 の理由がある者
 - ⑥ 法人であって、その役員のうちに①~⑤のいずれかに該当する者があるもの

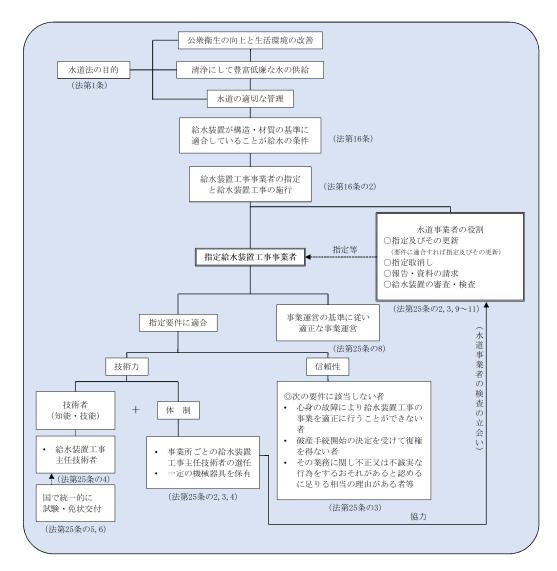


図-2.1.14.1 指定業者制度の体系

(出典:公益社団法人日本水道協会「指定給水装置工事事業者研修テキスト 2019」)

3) 指定業者の運営基準(法第25条の8、施行規則第36条)

指定業者が、給水装置工事の事業を行うにあたって、遵守すべき事項を事業の運営の基準として規定している。指定の基準とこの運営の基準が、制定業者制度において適正な工事の施行を確保する観点から中心なものとなる。

指定業者の事業運営の基準は以下のとおりである。

- (1) 給水装置工事ごとに主任技術者の職務を行う者を指名すること
- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事 及び給水装置の配水管への取付口からメーターまでの工事を施行する場合、適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事又は監督させること
- (3) 水道事業者の承認を受けた工法、材料等の条件に適合するよう工事を施行すること (詳細は、2-1-6 "水道用材料の指定"を参照)。
- (4) 指定業者は主任技術者やその他の工事従事者の施工技術の向上のため、研修の機会を確保するよう努めること(詳細は、2-1-10 "給水装置工事事業者の研修制度"を参照)。

- (5) 施行令第6条に規定する構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置したり、 給水管の加工や接合等に適さない機械器具を使用したりしないこと
- (6) 工事ごとに、指名した主任技術者に所定の事項に関する記録を作成させ、3 年間保存すること(詳細は、2-3-10 "施工図面の作成及び工事記録の管理"を参照)。

上記の「適切に作業を行うことができる技能を有する者」とは、配水管への分水栓の取付け、配水管のせん孔、給水管の接合等の施工経験を有し、適切な資機材、工法、地下埋設物の防護の方法を選択し、正確な作業を実施することができる者をいう(平成9年8月11日付衛水第217号厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知)。

具体例は以下のとおりである。

- (1) 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工(配管技能者、その他類似の名称のものを含む。)
- (2) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- (3) 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者
- (4) 給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程を修了した者(平成 24 年度より「配管技能検定会」に変更)

ただし、従事者の要件は実際に必要な技能を有しているか否かにより判断すべきものであり、特定の有資格者に限定する趣旨ではない(平成20年3月21日付健水発0321001号「給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について」)。

4) 指定業者の処分基準

管理者は、指定業者が以下のような事例を行った場合、指定の停止や取消しのような行政処分を行うことができる(法第25条の11)。

- (1) 指定に関する届出の違反事例
 - ・ 事業の休止、廃止、再開の届出がない。
 - ・ 事業の名称、所在地等の変更の届出がない。
 - ・ 主任技術者の選任又は解任の届出がない。
- (2) 管理者、道路管理者への工事の届出の違反事例
 - ・ 管理者へ工事申込みの手続を行わないで施行した。
 - ・ 道路占用許可申請及び道路使用許可申請を行わずに無許可で道路を掘削し、給水管引 込工事を施行した。
- (3) 不正・不誠実な行為の事例
- ・ 入居に間に合わすため、管理者に無届で私設メーターや通水できるメーター代用管 を設置し、水道水を使用した。
 - 所有者に無断で給水装置工事申込書を作成、虚偽の申請をした。
- (4) 給水装置の構造及び材質の基準違反事例
 - ・ 工事で地下水設備配管と給水装置とを接続させた。
 - 給水装置の構造及び材質の基準に適合しない材料を給水装置に使用した。

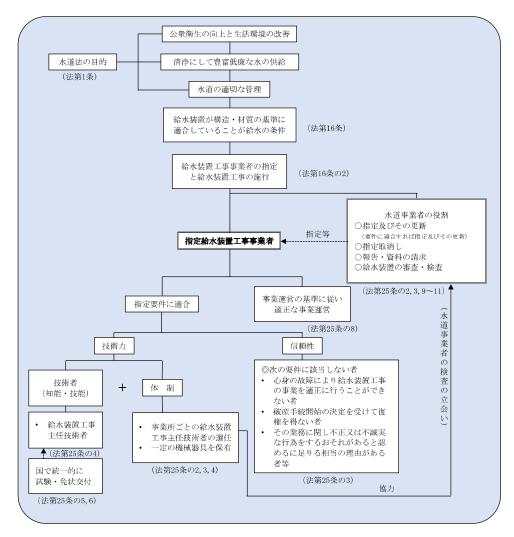


図-2.1.8.1 指定業者制度の体系

(出典:公益社団法人日本水道協会「指定給水装置工事事業者研修テキスト 2019」)

3) 事業の運営基準(法第 25 条の 8、施行規則第 36 条)

指定業者が、給水装置工事の事業を行うにあたって、遵守すべき事項を事業の運営の基準として規定している。指定の基準とこの運営の基準が、指定業者制度において適正な工事の施行を確保する観点から中心なものとなる。

指定業者の事業運営の基準は以下のとおりである。

- (1) 給水装置工事ごとに主任技術者の職務を行う者を指名すること。
- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口からメーターまでの工事を施行する場合、適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事又は監督させること。
- (3) 水道事業者の承認を受けた工法、材料等の条件に適合するよう工事を施行すること (詳細は、2-1-6 "水道用材料の指定"を参照)。
- (4) 指定業者は主任技術者やその他の工事従事者の施工技術の向上のため、研修の機会を確保するよう努めること(詳細は、2-1-10 "給水装置工事事業者の研修制度"を参照)。
- (5) 施行令第6条に規定する構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置したり、

給水管の加工や接合等に適さない機械器具を使用したりしないこと。

(6) 工事ごとに、指名した主任技術者に所定の事項に関する記録を作成させ、3年間保存すること(詳細は、2-3-10"竣工図面の作成及び工事記録の管理"を参照)。

上記の「適切に作業を行うことができる技能を有する者」とは、配水管への分水栓の取付け、配水管のせん孔、給水管の接合等の施工経験を有し、適切な資機材、工法、地下埋設物の防護の方法を選択し、正確な作業を実施することができる者をいう(平成9年8月11日付衛水第217号厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知)。

具体例は、以下のとおりである。

- (1) 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工(配管 技能者、その他類似の名称のものを含む。)
- (2) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- (3) 職業能力開発促進法第 24 条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の 配管科の課程の修了者
- (4) 給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程を修了した者 (平成 24 年度より「配管技能検定会」に変更)

ただし、従事者の要件は実際に必要な技能を有しているか否かにより判断すべきものであり、特定の有資格者に限定する趣旨ではない(平成 20 年 3 月 21 日付健水発 0321001 号「給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について」)。

4) 指定業者の処分基準

管理者は、指定業者が以下のような事例を行った場合、指定の停止や取消しのような 行政処分を行うことができる(法第25条の11)。

- (1) 指定に関する届出の違反事例
 - ・ 事業の休止、廃止、再開の届出がない。
 - ・ 事業の名称、所在地等の変更の届出がない。
 - ・ 主任技術者の選任又は解任の届出がない。
- (2) 管理者、道路管理者への工事の届出の違反事例
 - 管理者へ工事申込みの手続を行わないで施行した。
 - ・ 道路占用許可申請及び道路使用許可申請を行わずに無許可で道路を掘削し、給水 管引込工事を施行した。
- (3) 不正・不誠実な行為の事例
 - ・ 入居に間に合わすため、管理者に無届で私設メーターや通水できるメーター代用管 を設置し、水道水を使用した。
 - 所有者に無断で給水装置工事申込書を作成し、虚偽の申請をした。
- (4) 給水装置の構造及び材質の基準違反事例
 - 工場で地下水設備配管と給水装置とを接続させた。
 - 給水装置の構造及び材質の基準に適合しない材料を給水装置に使用した。

9 給水装置工事主任技術者等の職務

主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- 1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- 2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- 3)給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が、法第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
- 4) その他国土交通省令で定める職務

【主な関係法令等】法第 25 条の 4 第 3 項、業者規定第 12 条 (解説)

1) 給水装置工事に関する技術上の管理

工事の事前調査から計画、施工及び竣工検査に至る一連の過程における技術面での管理をいい、調査の実施、給水装置の計画、工事材料の選定、工事方法の決定、施工計画の立案、必要な資機材の手配、施工管理及び工程ごとの工事の仕上がり検査(品質検査)等がこれに該当する。

2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督

工事の事前調査から計画、施工及び竣工検査に至る一連の過程において、工事品質の確保 に必要な従事者の役割分担の指示、品質目標、工期等の管理上の目標に適合する工事の実 施のための従事者に対する技術的な事項の指導、監督をいう。

3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が、施行令第6条に定める基準に適合していることの確認

給水装置の構造及び材質の基準に適合する給水装置の設置を確保するために行う、基準に適合する材料の選定、現場の状況に応じた材料の選定、給水装置システムの計画及び施工、工程ごとの検査等による基準適合性の確保、竣工検査における基準適合性の確保をいう。

4) その他国土交通省令で定める職務

その他国土交通省令で定める職務とは、工事に関する水道事業者との連絡調整をいう(施行規則第 23 号)。なお、工事開始段階については、申込者が水道事業者に対して行う工事申込みによって、水道事業者がこれを把握することができるので、主任技術者の職務として定めるには及ばないものである。

- (1) 配水管から給水管を分岐する場合、配水管の布設位置の確認が必要となることから、これに関する連絡調整を行うこと。
- (2) 配水管から給水管を分岐する工事及び分岐部からメーターまでの工事を行う場合、 水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するよう施行しな くてはならないことから、これに関する連絡調整を行うこと。
- (3) 単独水栓の交換等の軽微な変更を除く給水装置工事を完了した旨の連絡を行うこと。

10 指定給水装置工事事業者の研修制度

指定業者は、適正な給水装置工事の事業の運営に努める一環として、主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

【主な関係法令等】法第 25 条の 8、施行規則第 36 条 (解説)

指定業者は、施工技術の進展等に対応するため、主任技術者その他工事従事者に対して、 外部機関による研修や事業内訓練等の自社内研修の機会を確保するよう努めなければなら ない。これらの研修の受講状況に関しては、指定の更新に際して確認を行うこととなった (詳細は、2-1-11 "指定給水装置工事事業者の更新制"を参照)。

また、管理者は、「高槻市指定給水装置工事事業者の研修に関する取扱要綱」の規定に基づき、原則3年に1回の研修会を実施している(業者規程第22条)。これは、「給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について(平成20年3月21日健水発第0321001号)」において指定業者に対する講習・研修の実施が示されたことによるものである。

この通知において、講習・研修の実施目的は、給水装置工事の施行の手続や工事上の条件、事業に変更等があった場合の水道事業者への届出のような指定業者の遵守事項に的確な対応がなされていない等の事例がみられることから、指定業者による適正な給水装置工事の施行の確保に資するとしている。

11 指定給水装置工事事業者の更新制

給水装置工事事業者の指定の効力は、5 年とされ、有効期間内に更新を受けない場合、 その効力を失う。

【主な関係法令等】法第25条の3の2

(解説)

これまでの指定業者制度では、指定業者に関する名称や所在地等の変更があった場合の 届出や、事業の廃止、休止、再開の届出について規定されていた。しかし、届出がない場合、指定業者の事業実態の把握ができず、所在不明な事業者が存在する等といった課題があった。

こうした課題に対応するため、法が一部改正(令和元年10月1日施行)され、5年ごとの 更新制が導入された。これにより、指定又は更新を受けた指定業者は有効期間内に更新手 続がなされない場合、その指定は失効することとなった。

また、指定の更新の際には、水道事業者は、当該指定業者が指定基準に規定される要件 を満たしているかを改めて確認する。指定の更新の手続については、2-5-1 "指定給水装置 工事事業者の申請及び届出"を参照とする。

なお、法の一部改正より前に指定を受けている指定業者は、経過措置として指定を受けた日によって表-2.1.11.1に示すとおり初回更新までの有効期間が定められている。

指定を受けた日	初回更新までの有効期間			
平成10年4月1日 ~ 平成11年3月31日	改正法施行日の前日から1年:令和2年9月29日まで			
平成11年4月1日 ~ 平成15年3月31日	改正法施行日の前日から2年:令和3年9月29日まで			
平成15年4月1日 ~ 平成19年3月31日	改正法施行日の前日から3年:令和4年9月29日まで			
平成19年4月1日 ~ 平成25年3月31日	改正法施行日の前日から4年:令和5年9月29日まで			
平成25年4月1日 ~ 令和 元年9月30日	改正法施行日の前日から5年:令和6年9月29日まで			

表-2.1.11.1 指定業者の有効期間